

保 体 第 5 号  
令和 3 年 4 月 5 日

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う対応について（通知）

このことについて、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として宮城県が指定され、これを受け知事が、同法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、仙台市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。実施期間は、令和 3 年 4 月 5 日（月）から 5 月 5 日（水）までであり、この措置に伴い、宮城県独自の緊急事態宣言も 5 月 5 日（水）まで延長されております。

県立学校においては、これまでも感染予防対策を講じていただいているところですが、宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部においても、感染防止の更なる徹底をしていくことが重要であるとの指摘がなされていることから、下記のとおり、感染対策を十分に講じた上で、教育活動等を実施していただくようお願いいたします。

記

- 1 新年度の教育活動等においては、令和 3 年 3 月 30 日付けス号外「年度始めの新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について（通知）」で記載した対策を徹底した上で実施するようお願いいたします。
- 2 入学式や始業式は、感染症対策を徹底した上で、実施するようお願いいたします。
- 3 部活動については、「部活動での指導ガイドライン（平成 30 年 3 月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守いただくとともに、当面の間、校内のみの活動とし、練習試合等は自粛するようお願いいたします。また、地域の感染状況によっては、時間短縮で活動するなどの検討もお願いいたします。

問合せ

保健体育安全課・学校体育班	一條	022-211-3667
〃 学校保健給食班	服部	022-211-3666
高校教育課・教育指導班	菊田	022-211-3624
特別支援教育課・教育指導班	杉浦	022-211-3647